



令和 4 年 8 月 24 日

彦根市稲枝駅西側地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 における意見公募を実施します

地区計画は、都市計画法第 12 条の 5 で規定されているもので、それぞれの地区の特性に応じて、市と地区住民が協働し、地区の将来象を示す「地区計画の方針」と建築物の建て方などのルールを具体的に定める「地区整備計画」とからなり、地区住民などの意見を反映して、その地区独自のまちづくりのルールを定めるものです。

また、市街化調整区域での顕著な人口減少などによる地域活力の衰退に対して、コミュニティが維持されることを目的に「市街化調整区域における地区計画制度の運用基準」を策定しました。

こうしたことから、市街化調整区域のまちづくりを適切に進めていくため、地区計画を設定し、建築物の制限に関する条例を制定するものです。

つきましては、素案の意見公募を実施しますのでお知らせします。

1 公表する資料の名称

「彦根市稲枝駅西側地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(素案)」

2 公表する場所

彦根市役所本庁舎 2 階 都市計画課 窓口

市役所情報公開コーナー、支所、各出張所、市ホームページ

3 公表および意見等提出の期間

令和 4 年 9 月 1 日（木）～令和 4 年 9 月 30 日（金）

4 提出方法

直接持込みの場合 彦根市役所本庁舎 2 階 都市計画課 窓口

郵送の場合 （宛先）〒522-8501 彦根市元町 4 番 2 号

彦根市都市計画課 都市計画係 担当宛

ファクシミリの場合 FAX 0749-24-8517

電子メールの場合 toshikeikaku@ma.city.hikone.shiga.jp

5 実施結果の公表予定時期

令和 4 年 10 月下旬(予定)

問い合わせ先

彦根市歴史まちづくり部都市計画課 村田・辻・大原

電話：0749-30-6124 FAX：0749-24-8517

E-mail：toshikeikaku@ma.city.hikone.shiga.jp